３　前項に定めるもののほか、新令第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び公営住宅法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日以後に公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号又は公営住宅法施行令第七条第五号に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の計算については、なお従前の例による。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百六十号

押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第五十条、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十九条及び予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十四条」を「第百四十三条」に改める。

第百十八条第二項中「記名して印を押す」を「記名する」に、「記名させ、かつ、印を押させる」を「記名させる」に改める。

第百四十三条を削り、第百四十四条を第百四十三条とする。

（物品管理法施行令の一部改正）

第二条　物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「記名して印を押す」を「記名する」に、「記名させ、かつ、印を押させる」を「記名させる」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律施行令の一部改正）

第三条　予算執行職員等の責任に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「明らかにした書面により」を「明らかにして」に改める。

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百六十一号

独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「形式」を「種別」に改め、同条中「無記名利札付き」を「無記名式」に改める。

第七条から第十三条までを次のように改める。

（募集造幣局債券に関する事項の決定）

第七条　造幣局は、その発行する造幣局債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集造幣局債券（当該募集に応じて当該造幣局債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる造幣局債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　募集造幣局債券の総額
二　各募集造幣局債券の金額
三　募集造幣局債券の利率
四　募集造幣局債券の償還の方法及び期限
五　利息支払の方法及び期限
六　造幣局債券の債券を発行するときは、その旨
七　各募集造幣局債券と引換えに払い込む金銭の額
八　募集造幣局債券と引換えにする金銭の払込みの期日
九　一定の日までに募集造幣局債券の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集造幣局債券の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
十　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨
十一　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

（募集造幣局債券の申込み）

第八条　造幣局は、前条の募集に応じて募集造幣局債券の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他財務省令で定める事項を通知しなければならない。

２　前条の募集に応じて募集造幣局債券の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を造幣局に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所
二　引き受けようとする募集造幣局債券の金額及び金額ごとの数
三　社債等振替法の規定の適用を受けることとされた造幣局債券（以下「振替債券」という。）の引受けの申込みをする者にあっては、自己のために開設された当該造幣局債券の振替を行うための口座
四　前三号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

３　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、財務省令で定めるところにより、造幣局の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。